

改正

昭和48年10月1日条例第53号
昭和53年12月19日条例第54号
昭和60年3月29日条例第8号
平成6年12月19日条例第44号
平成10年6月29日条例第16号
平成11年12月24日条例第32号
平成12年12月18日条例第52号
平成14年3月25日条例第12号
平成14年10月25日条例第40号
平成16年6月21日条例第13号
平成18年9月21日条例第29号
平成20年3月26日条例第14号
平成20年6月30日条例第25号
平成23年3月22日条例第5号
平成24年6月25日条例第20号
平成28年3月18日条例第15号

根室市こども医療費給付金条例

(目的)

第1条 この条例は、乳幼児及び児童等（以下「こども」という。）に対し医療費給付金（以下「給付金」という。）を支給し、疾病の早期発見と早期治療によりこどもの健康の保持増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 医療保険 健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）及び地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）による医療保険を総称していう。
- (2) 医療機関 医療保険の規定に基づく保険医療機関をいう。
- (3) こども 出生の日から満18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの間にある者及び、それ以降において学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校に在学する者をいう。
- (4) 保護者 親権を行う者、後見人、その他の者でこどもと現に生計を同じくしている者をいう。
- (5) 基本利用料 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に同法第67条第1項第1号に定める割合を乗じて得た額をいう。
- (6) 食事療養標準負担額 健康保険法第85条第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。
- (7) 一部負担金 規則で定める一部負担金をいう。

(対象者)

第3条 給付金の対象となる者は、現に本市に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による住民基本台帳に記録されているこどもとする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者を除く。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、所得の額が規則で定める額以上である保護者（こどもの生計を主として維持する者に限る。）に監護されているこどもは、対象としない。

(給付範囲)

第4条 給付金の対象となる医療費は、医療保険の規定による療養に要する費用とする。

- 2 前項の費用対象は、入院、入院外及び指定訪問看護の医療費とする。ただし、満12歳に達する

日（誕生日の前日）後の最初の4月1日から満18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者及び、それ以降において学校教育法に規定する高等学校に在学する者については、入院及び指定訪問看護の医療費とする。

- 3 給付金の額は、前項の費用のうち医療保険の規定によつて保護者が負担すべき医療費（基本利用料、食事療養標準負担額及び一部負担金並びに付加給付された額を除く。）とする。ただし、3歳以上のこどもの保護者については、規則で定める医療費を負担するものとする。

（給付の方法）

第5条 給付金の支給は、その給付する額を医療機関に支払うことにより行うものとする。

- 2 市長は、特に必要と認めたときは前項の規定にかかわらず保護者に支払うことができる。

（受給資格証の交付）

第6条 給付金の支給を受けようとするものは、あらかじめ別に定める申請書を市長に提出して、こども医療費受給資格証の交付を受けなければならない。

（受給権利の消滅）

第7条 市が給付する医療費は、次の各号のいずれか一号に該当するときは給付しないものとする。

- （1）対象者が、権利を生じた月の末日の翌日から起算して6年以内申請を行わなかったとき。
- （2）対象者が、本市の住民でなくなったとき。
- （3）対象者が、婚姻または保護者の扶養から外れたとき。

（給付の制限）

第8条 こどもの病気、又は負傷が第三者の行為によつてなされた場合は、給付金の支給は行わない。

（給付金の返還）

第9条 偽りその他不正手段により給付金を受給した者があるときは、市長はその者に給付した給付金の全部又は一部の返還を命じなければならない。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年10月1日条例第53号）

この条例は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則（昭和53年12月19日条例第54号）

この条例は、昭和54年1月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月29日条例第8号）

この条例は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則（平成6年12月19日条例第44号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成7年1月1日から施行する。

（標準負担額に関する経過措置）

- 2 この条例の施行の日から平成8年9月30日までの間は、この条例の規定による改正後の条例第2条中「健康保険法第43条の17第2項に規定する標準負担額」とあるのは、「600円（健康保険法第43条の17第2項の厚生省令で定める者については、厚生大臣が別に定める額）」とする。

附 則（平成10年6月29日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則（平成11年12月24日条例第32号）

この条例は、平成12年1月1日から施行する。

附 則（平成12年12月18日条例第52号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成14年3月25日条例第12号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

（対象者に関する経過措置）

2 改正後の根室市乳幼児医療費給付金条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第1項に規定する対象者で平成13年3月31日以前に生まれたものに係る医療費の給付については、改正後の条例第3条第2項の規定にかかわらずなお従前の例による。

3 改正後の条例の規定は、この条例の施行日以後の医療に係る医療費の給付について適用し、同日前の医療に係る医療費の給付については、なお従前の例による。

附 則（平成14年10月25日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行し、平成14年10月1日から適用する。

附 則（平成16年6月21日条例第13号）

この条例は、平成16年10月1日から施行し、施行日前の医療に係る医療費の給付については、なお従前の例による。

附 則（平成18年9月21日条例第29号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月26日条例第14号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月30日条例第25号）

この条例は、平成20年10月1日から施行し、施行日前の医療に係る医療費の給付については、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月22日条例第5号）

（施行期日）

1 この条例は、平成23年8月1日から施行する。

（根室市精神障害者入院医療費助成条例の一部改正）

2 根室市精神障害者入院医療費助成条例（昭和55年根室市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「根室市乳幼児医療費給付金条例」を「根室市こども医療費給付金条例」に改める。

附 則（平成24年6月25日条例第20号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成28年3月18日条例第15号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。